

弘前駅中央口駐輪場等清掃仕様書

弘前駅中央口駐輪場等清掃業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1 清掃対象物件

- (1) 弘前駅中央口駐輪場
- (2) 弘前駅城東口駐輪場
- (3) 弘前駅城東口駐車場
- (4) 弘前駅中央口駐車場

2 清掃の目的

利用者の利用環境を適切に維持するため、また、弘前駅前施設として美観の確保や環境保全を目的とする。

3 業務内容

- (1) 弘前駅中央口駐輪場
 - ・トイレの清掃を1日1回行う
 - ・床のごみ等の除去
 - ・床の掃き掃除（週1回程度）
 - ・床や壁、設備に汚れがある場合のふき取り
 - ・ごみ箱からのごみの収集
- (2) 弘前駅城東口駐輪場
- (3) 弘前駅城東口駐車場
- (4) 弘前駅中央口駐車場
 - ・敷地内のごみ等の除去
 - ・設備に汚れがある場合のふき取り

4 環境配慮への協力

指定管理者は、市が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。

5 その他

業務実施にあたっては、駐輪場利用者及び通行人に支障の無いように十分配慮すること。

本仕様書に定めのない事項については、市と協議し実施すること。

弘前駅中央口駐輪場自転車搬送コンベア保守点検業務仕様書

自転車搬送コンベア保守点検業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1 保守点検対象物件

弘前市大字駅前町 3 番地

弘前駅中央口駐輪場内 自転車搬送コンベア(ハイコレーター) 6 基

2 保守点検の目的

上記物件の正常な機能を保持するため、保守点検及び検査を実施し、駐輪場の円滑な業務運営と利用者の安全とサービスに寄与することを目的とする。

3 業務内容

(1) 保守点検は年 4 回実施（実施時期は協議の上定める。）すること。

(2) 保守点検のうち、1 回は法定検査に準ずる検査として実施すること。

(3) 緊急の場合、連絡を受けたときは速やかに点検に応じること。

4 その他

指定管理者は、市が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。

弘前駅中央口駐輪場サイクルポート保守点検業務仕様書

サイクルポート保守点検業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1 保守点検対象物件

弘前市大字駅前町3番地

弘前駅中央口駐輪場内 サイクルポート（ST-3G型）850基

2 保守点検の目的

上記物件の正常な機能を保持するため、保守点検を実施し、駐輪場の円滑な業務運営に寄与することを目的とする。

3 業務内容

(1) 可動部分の摩擦及び破損の有無を確認し、使用不能の場合は交換する。

(2) 塗装、メッキ及びボルトなどの錆の発生の有無を確認し、タッチアップで適切な処理をする。

(3) 支柱、脚及び架台など固定フレーム各部の溶接部分を確認し、適切な処理をする。

4 環境配慮への協力

指定管理者は、市が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限り、これに協力すること。

弘前駅中央口駐輪場上屋清掃業務仕様書

弘前駅中央口駐輪場上屋清掃業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1 清掃対象物件

- (1) 弘前駅中央口駐輪場出入口上屋 2箇所
- (2) 弘前駅中央口広場地下道出入口上屋 2箇所

2 業務場所

弘前市大字駅前町地内

3 清掃の目的

上記物件の雪解けやほこり等による汚れを清掃することにより、美観の確保を目的とする。

4 業務内容

- (1) 上屋のガラス部分内外の清掃
- (2) 上屋の外壁及び内壁の清掃
- (3) 清掃業務は、4月上旬までに行うこと。

5 環境配慮への協力

指定管理者は、市が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。

6 その他

業務実施にあたっては、駐輪場利用者及び通行人に支障の無いように十分配慮すること。

弘前駅中央口駐輪場空調及び排水設備保守点検業務仕様書

1. 業務場所

弘前市大字駅前町 3 番地

弘前駅中央口駐輪場

2. 設備及び点検内容等

点検は、下記設備について 1 回行うものとする。

	名 称	系 統	数 量	点 検 項 目
1	排水ポンプ点検	汚水排水ポンプ No.1 汚水排水ポンプ No.2 雑排水ポンプ No.1 雑排水ポンプ No.2 湧水ポンプ No.1 湧水ポンプ No.2	1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台	本体外部の損傷の有無 モーター電流値測定 モーター絶縁値測定 作動点検等
2	一般送風機点検	排風機 (床置型) 排気ファン No.1 (天吊型) 排気ファン No.2 (天吊型) 給気ファン (天吊型)	1 台 1 台 1 台 1 台	電圧、電流、絶縁抵抗 振動測定 騒音測定 Vベルト点検等
3	ダクトレスファン点検	ダクトレスファン No.1 ダクトレスファン No.2	1 台 1 台	電圧、電流、絶縁抵抗 振動測定 騒音測定 ダンパー点検等

3. その他

指定管理者は、市が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。

弘前駅中央口駐輪場消防用設備等保守点検業務仕様書

弘前駅中央口駐輪場の消防用設備等保守点検業務委託は、この仕様書に定めるところによる。

記

1 業務場所及び所在地

弘前駅中央口駐輪場 弘前市大字駅前町 3 番地

2 保守点検を要する設備等の概要

別紙のとおり

3 保守点検内容及び方法

点検の内容及び方法は、次のとおりとする。

(1) 機器点検

ア 消防用設備等に附置される非常電源の正常な作動

イ 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項

ウ 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

(2) 総合点検

消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等の使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を、消防用設備等の種類等に応じた点検基準に従い確認すること。

4 点検回数等

(1) 点検については、当該施設の消防用設備等の種類に応じ、下表のとおり回数を行うものとする。

消防用設備等の種類	点検内容及び方法		点検期間
	総合点検	機械点検	
消火器・誘導灯・誘導標識		○	6ヶ月毎
屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧等消火設備・屋外消火栓設備・自動火災報知設備・漏電火災警報機・非常警報(放送)装置・消防機関に通報する火災報知設備・非難器具・排煙設備・連結送水管・非常電源	○	○	6ヶ月毎
配線・防火設備	○		1年毎

- (2) 業務を行う日程については、管理運営業務に支障のないよう実施すること。
- (3) 自主装置の消防用設備等については、消火器を除き、機械点検の点検期間を1年とし、総合点検と同時期に実施するものとする。

5 消防用設備等の保守点検実施者

保守点検を行うものは、点検を行う設備に応じた消防設備士又は消防設備点検資格者とする。

6 消防用設備等の点検報告

消防機関への報告は、指定管理者が届出るものとする。届出が受理された後、市へ報告書の写しを提出すること。

7 指定管理者は、市が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。

保守点検を要する設備等の概要

名 称	単 位	数 量
1. 自動火災報知設備点検（年2回） ・受信機（P型1級20L） ・表示機 20L ・定温式スポット型感知器※ ・煙感知器※ ・発信器（P型1.2巡回） ・表示灯 ・予備電源（蓄電池） ・防火戸	台 台 個 個 個 個 式 組	1 1 10 33 7 12 1 3
2. 非常放送設備点検（年2回） ・増幅器出力（120W） ・非常電源 ・スピーカー ・作動試験（年1回）	台 式 個 式	1 1 17 1
3. 誘導灯設備点検（年2回） ・誘導灯	台	27
4. スプリンクラー設備点検（年2回） ・加圧送水装置ポンプ・モーター・コンプレッサー ・流水検知装置. 自動警報機 ・操作盤 ・スプリンクラーヘッド閉鎖型 ・電鈴 ・連動試験（年1回）	組 台 台 個 個 式	1 1 1 282 1 1
5. 消火器設備（年2回） ・粉末消火器（加圧式）※	個	22

※使用期限等を考慮し、計画的な更新を実施する。

弘前駅城東口駐輪場樹木剪定等業務仕様書

弘前駅城東口駐輪場樹木剪定等業務は、この仕様書に定めるところによる。

1 所在地

弘前市大字表町 1 番地 4 4
弘前駅城東口駐輪場敷地内

2 剪定内容等

- (1) 剪定方法は、基本剪定とし、病気、枯れ葉、将来的に事故、問題が生じると思われる枝等は剪定すること。
- (2) 剪定した枝及び駐輪場敷地内に落下したりんご等は、適切に処分すること。なお、処分に係る費用は、指定管理者が負担すること。
- (3) 業務の実施に当たっては、駐輪場利用者及び通行人に支障及び事故等のないよう配慮し、安全管理に十分努めること。

3 その他

指定管理者は、市が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。

弘前駅城東口駐輪場除雪業務仕様書

弘前駅城東口駐輪場除雪業務は、この仕様書の定めることにより実施するものとする。

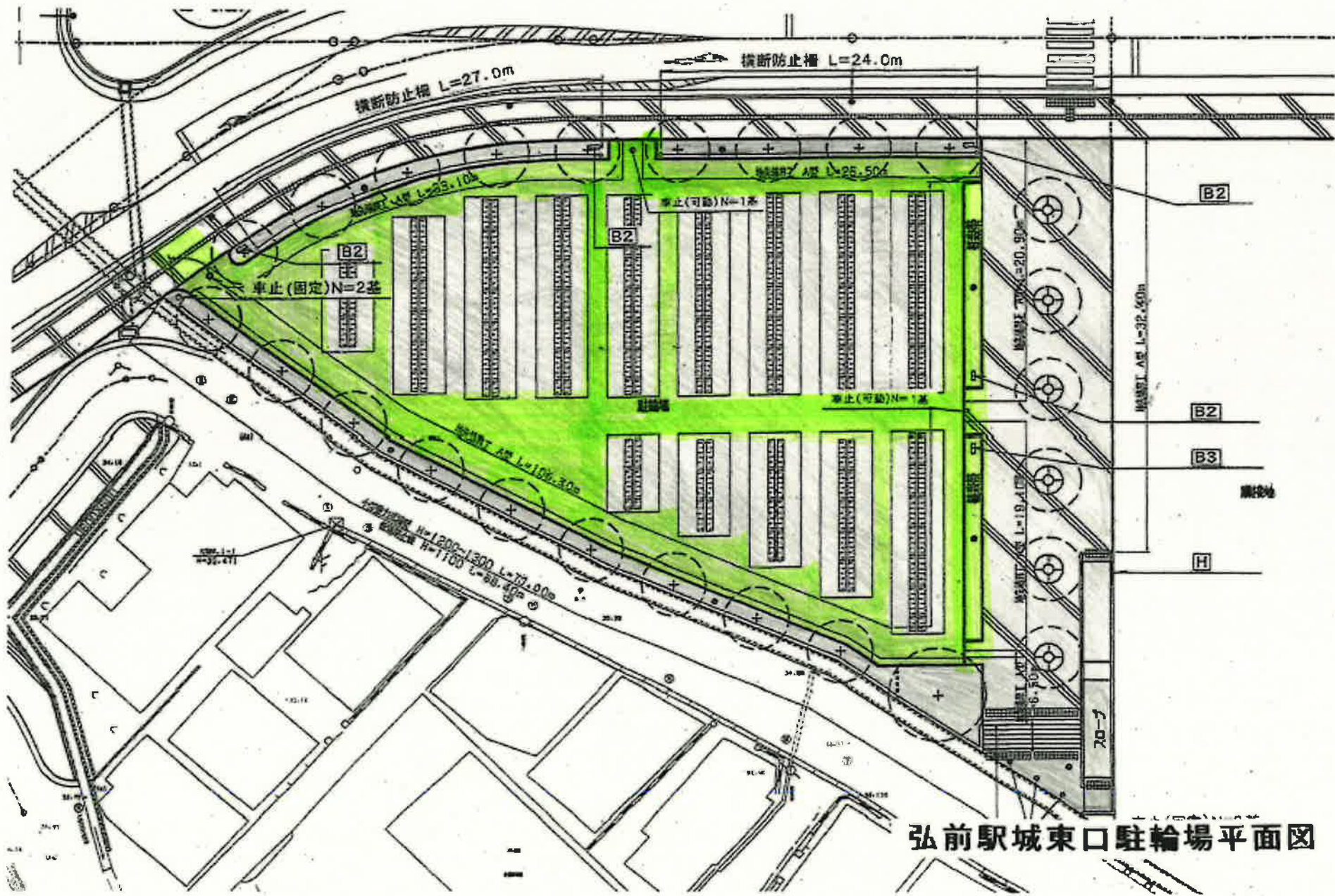
1 業務場所

弘前市大字表町 1 番地 4 4

弘前駅城東口駐輪場

2 業務内容

- (1) 弘前駅城東口駐輪場（以下「駐輪場」という。）において、別図に指定した箇所の除雪業務を実施すること。
- (2) 駐輪場の除雪作業は、融雪状況を勘案しながら、3月下旬までに実施すること。
- (3) 指定管理者は業務の実施にあたって、駐輪場内及びその周辺並びに通行人に支障のないよう十分注意し、業務を実施すること。
- (4) 指定管理者は、市が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。



弘前駅城東口駐輪場平面図

弘前駅中央口及び城東口駐車場リモート監視等業務仕様書

弘前駅中央口及び城東口駐車場リモート監視等業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1. 業務対象駐車場

- (1) 場所：弘前市大字城東中央一丁目101番地15
名称：弘前駅城東口駐車場（全自動駐車場管制システム）
- (2) 場所：弘前市大字表町5番地1
名称：弘前駅中央口駐車場（全自動駐車場管制システム）

2. トラブル等対応業務

- (1) 指定管理者は、24時間体制によりトラブル等の対応にあたるものとする。
- (2) 指定管理者は、トラブル等に即時対応するため、駐車場機器に精通した係員を配置し、利用客等からの連絡があったときは内容等を確認のうえ、直ちにリモート操作等の適切な方法により対応すること。
- (3) 指定管理者は、自動精算機での駐車券の読み取り不良、紙幣や硬貨の詰まりなどが発生した場合、現場へ出動し対応すること。
- (4) 指定管理者は、ゲートの破損、自動精算機のドア等の異常信号を感知した場合は、現地に緊急出動し対応するとともに、市へ連絡をすること。

3. 保守点検業務

- (1) 指定管理者は、駐車場としての機能を保持するため、全自動駐車場管制システムが正常に稼働するよう定期保守点検を行うものとする。
- (2) 定期保守点検は、年4回（3ヵ月ごと）行うものとする。

4. その他

指定管理者は、市が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。

弘前駅中央口及び城東口駐車場除雪業務仕様書

弘前駅中央口及び城東口駐車場除雪業務は、この仕様書に定めるところによる。

1. 業務場所

- (1) 弘前市大字城東中央一丁目101番地15
弘前駅城東口駐車場内
- (2) 弘前市大字表町5番地1
弘前駅中央口駐車場内

2. 業務内容

- (1) 指定管理者は、別図の箇所の除雪業務を実施すること。
- (2) 指定管理者は、業務場所において積雪があるときは、指定管理者の判断により除雪業務を実施するものとする。
- (3) 業務の実施にあたっては、駐車場出入口の除雪等で自動車及び歩行者の通行に支障のないよう、その確保に努めること。
- (4) 冬期間に積もった駐車場内の雪を3月末までに除去すること。
- (5) 受託者は、委託者が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。

